

新型コロナウイルス感染症

に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させる事業主を支援する助成制度です。

対象事業主

①～③の全ての条件を満たす事業主が対象

**令和2年5月7日から
令和3年3月31日までの間に**

- ①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る)を整備し、
- ②当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業主であって、
- ③当該休暇を**合計して5日以上**取得させた事業主

助成額

対象労働者 1 人当たり (事業所当たり20人まで)	
有給休暇計 5日以上20日未満	25万円
以降20日ごと	15万円加算 (上限額:100万円)



支給申請の流れ

「①制度整備」「②社内周知」は「③休暇付与」後であっても、対象となります。

※令和2年5月7日～令和3年1月31日:新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間

